

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）の保険給付とは？

在宅での利用を原則とし、高齢者の自宅での生活支援や、家庭で介護する方の負担軽減のために、次の6種類に該当する住宅改修が**償還払い**(※1)で支給の対象となります。

- ① 手すりの取り付け
- ② 引き戸等への扉の取替え
- ③ 段差の解消
- ④ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材質の変更
- ⑤ 様式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

工事の前に、保険給付の対象となるか各市町村の窓口やケアマネージャーにご相談してください

※1 償還払いとは... 事業所にいったん全額の支払いをし、必要書類に領収書を添付し申請することにより、各市町村から限度額の範囲内の9割の払い戻しを受ける方法です。

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
※新築、増築の場合は対象となりません。

利用限度額/20万円まで（原則1回限り）

※1回の改修で利用限度額を使い切らずに、数回に分けて利用することもできます。

※引越した場合や要介護度が3段階以上（要支援2と要介護1は同一段階となります）高くなった場合、再度支援を受けられる場合があります。

手続きの流れ（必ず事前申請が必要です）

① 相談・検討

- 各市町村やケアマネージャー等に相談します。

② 事前申請

- 工事を始める前に、各市町村の窓口に次の書類を提出します。

- 居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書（請求書）
- 住宅改修理由 ● 承諾書（住宅の名義が本人でない場合）
- 工事着工前の写真（日付入り） ● 住宅改修箇所の平面図
- 工事費の見積り

↓ 申請

- 市町村申請し着工の許可が下りてからの着工となります。

↓ 許可

③ 工事着工・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

④ 事後申請

- 改修、支払いが終了しましたら、事前申請を提出した窓口に次の書類を提出します

- 工事着工後の写真（日付入り） ● 工事費の内訳 ● 領収書

⑤ 払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、利用限度額の範囲内で工事代金の9割が支給されます。